

平成 31 年度再商品化事業に関する再生処理事業者の事業者登録について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が委託する分別基準適合物の再生処理の入札に参加を希望される事業者は、以下の事業者登録に関する条件等を確認のうえ、登録申請を行ってください。前年度に登録を行った事業者についても、改めて登録が必要になりますのでご注意ください。

なお、事業者登録は、インターネットによるオンライン利用を伴う申し込みとなります。オンラインでの申し込みを行うにあたっては、インターネットから「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ（該当URL：<https://reinscp.jcpra.or.jp/>）」にアクセスしてください。登録申請に必要な各種の資料に関しましては、ホームページ上からダウンロードを行ったうえで、事業者自ら印刷を行っていただくことといたします。

登録申請に必要な各種資料のダウンロードおよび再生処理事業者登録説明会（後述 4. ご参照）への参加申し込み手続きにはユーザIDとパスワードが必要です。平成 30 年度事業者登録申請において当協会に登録された事業者については、昨年度に取得したユーザIDとパスワードをご利用ください。今年度から新規に登録申請を行う事業者および平成 30 年度事業者登録申請において当協会に登録されなかった事業者の場合は、ユーザIDとパスワードの申請が必要です。（ユーザIDとパスワードの申請期間は7月2日（月）から7月6日（金）までです。）

オンラインに関するお問い合わせは、専用のお問い合わせ窓口（日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター、電話：03-5610-6261）までお願いします（お問い合わせ受付時間は、9:30～17:30（土日祝日除く）です）。

平成 30 年 7 月 2 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 対象業務

- (1) ガラスびんに係る分別基準適合物の再生処理
- (2) PET ボトルに係る分別基準適合物の再生処理
- (3) 紙製容器包装に係る分別基準適合物の再生処理
- (4) プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再生処理

2. 事業者登録の対象者

事業者登録の対象者は、次の (1) (2) の要件を満たす必要があります。

- (1) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会事業者登録規程に定める基準に適合していること
 - (2) 平成 30 年 9 月 30 日までに、再生処理施設が完成し、商業運転が可能な状況にあること
- したがって、平成 30 年 10 月 1 日以降に再生処理施設の完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。

なお、再生処理施設とは、「3. 事業者登録に関する注意事項」(5)～(8)に示した手法にしたがって、分別基準適合物から原材料等を得るための施設のことです。

注1) 紙製容器包装の再生処理事業者登録は、

- ①選別事業者
- ②材料リサイクル事業者
- ③固形燃料化事業者

の3区分で行います。

注2) プラスチック製容器包装の再生処理事業者登録は、

- ①プラスチック製容器包装
- ②白色の発泡スチロール製食品用トレイ（以下「白色トレイ」という。）

の2区分で行います。

なお、「①プラスチック製容器包装」には白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体が収集される場合があります。

3. 事業者登録に関する注意事項

- (1) 登録に当たっては、申請内容の審査を行ったうえで、施設の現地審査を実施することがあります。
- (2) 登録後、申請内容に疑義が生じた場合や適切な再生処理が行われない等の事象が生じた場合に、登録を取り消すことがあります。
- (3) 登録申請を行う再生処理事業者は、再商品化製品の引き渡し先について「再商品化製品引き取り同意書」を協会に提出してください。
- (4) 上記の施設・設備を有さない事業者であって運搬事業の受注を希望する方は「参考1）入札

方法」を参照してください。

- (5) ガラスびんの再商品化とは次をいいます。
ガラスびん、ガラス短繊維、焼成タイル等の窯業原料および舗装用・コンクリート二次製品用骨材等の材料として利用されること。
- (6) P E Tボトルの再商品化とは次をいいます。
- ① 分別基準適合物から、フレックまたはペレットというプラスチック原料等を得て、プラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用されること。
 - ② 分別基準適合物から、P E Tボトル等の原料となるポリエステル原料（ビスー２ーヒドロキシエチルテレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう。）を得て、P E Tボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料として利用されること。
 - ③ 再商品化製品の利用先は再生処理した物を国内（再生処理した物がペレットである場合を除きます。また、フレックであっても加工のために輸出される場合を除きます）で製品等に加工する製造事業者（メーカー）に限ります。
- (7) 紙製容器包装の再商品化とは次をいいます。
- ① [選別事業者] が製紙原料等を得ること。
 - ② [材料リサイクル事業者] が古紙再生ボード、古紙破砕繊維物、溶鋼用鎮静剤等の材料リサイクル製品を得ること。
 - ③ 製紙原料等または材料リサイクル製品を得ることが困難なものについて [固形燃料化事業者] が固形燃料等の燃料を得ること。

注3) 紙製容器包装の再商品化は、複数の手法の再生処理事業者がジョイントを形成して行うこととなります。一事業者が複数の手法の再生処理を行う場合は、それぞれ登録を行う必要があります。

- (8) プラスチック製容器包装の再商品化とは次をいいます。
- ① 白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から、減容顆（か）粒品またはインゴットを得ること。当該減容顆粒品またはインゴットは、ペレットを得るために利用され、当該ペレットは、トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
 - ② 白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から、減容顆粒品またはインゴットを得ることなくペレットを得ること。当該ペレットは、トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
 - ③ 分別基準適合物から、ペレット等のプラスチック原料を得ること。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用されること。
 - ④ 分別基準適合物から、高炉で用いる還元剤を得ること。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用されること。
 - ⑤ 分別基準適合物から、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ること。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油ならびに水素および一酸化炭素を主成分とするガスの原料として利用されること。
 - ⑥ 分別基準適合物から、炭化水素油を得ること。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
 - ⑦ 分別基準適合物から、水素および一酸化炭素を主成分とするガスを得ること。当該ガスは、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
 - ⑧ 分別基準適合物から、固形燃料等の燃料を得ること。

注4) いずれも再商品化製品の利用先は再生処理した製品を国内で製品等に加工等する製造事業者（メーカー）に限ります。

4. 再生処理事業者登録説明会の開催について

平成30年度も、登録申込受付期間中に再生処理事業者登録説明会を開催いたします。なお、プラスチック製容器包装については昨年度と異なり、申請を行う全ての事業者を対象にいたします。

再生処理事業者登録説明会の出席にあたっては、事前の申し込みが必要となりますので、下記「再生処理事業者登録説明会の参加申込方法」により申し込みください。申し込みを行わない場合、再生処理事業者登録説明会への出席は認められませんのでご注意ください。

- (1) 再生処理事業者登録説明会対象者

平成 31 年度に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者
運搬事業者は、登録説明会参加の対象といたしませんので、12 月に開催予定の入札説明会にご参加
いただき、再生処理事業者とジョイントグループを形成して入札に参加してください。その他、再生
処理装置メーカー、再商品化製品利用事業者、商社などをご参加できません。

(2) 再生処理事業登録説明会の参加申込方法

再生処理事業登録説明会への参加を申し込む場合、平成 30 年 7 月 9 日（月）までに、参加を希望
する説明会名、事業者名、参加者氏名（1 社原則 1 名まで）・役職、電話番号、住所等必要事項をオン
ライン上にて入力し、参加申込を行ってください。

(3) 再生処理事業登録説明会開催日

①ガラスびん

開催日時：平成 30 年 7 月 12 日（木）13：00～15：00
会場：浜松町東京會館 世界貿易センタービル 39 階「チェリールーム」
〒105-6139 東京都港区浜松町 2-4-1
TEL：(03) 3435-2611

②PET ボトル

開催日時：平成 30 年 7 月 10 日（火）13：00～15：00
会場：霞山會館 霞ヶ関コモンゲート西館 37 階「霞山の間」
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1
TEL：(03) 3581-0401

③紙製容器包装

開催日時：平成 30 年 7 月 13 日（金）13：00～15：00
会場：浜松町東京會館 世界貿易センタービル 39 階「オリオンルーム」
〒105-6139 東京都港区浜松町 2-4-1
TEL：(03) 3435-2611

④プラスチック製容器包装

開催日時：平成 30 年 7 月 11 日（水）13：00～15：00
会場：東海大学校友会館 霞ヶ関ビル 35 階「阿蘇の間」
〒100-6035 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5
TEL：(03) 3581-0121

5. 事業者登録の申込期限および申込方法

事業者登録の申込期限は、平成 30 年 7 月 31 日（火）です。事業者登録の申し込みは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ」上からのオンライン処理を行ったうえで、必要な書類を印刷して署名捺印を行い、当協会宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送していただくことで受付完了となります。（当日消印分まで有効とします。）

事業者登録申請書類は「信書」に該当しますので、「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」をご利用ください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で、かつ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

6. 登録審査の結果の公表について

登録を受けた再生処理事業者の一覧表については、平成 30 年 11 月下旬に当協会のホームページに掲載する予定です。また、平成 31 年度に向けた再商品化に関する入札の方法や日程等は、平成 30 年 12 月初旬に当協会のホームページによる公告を予定しています。

7. 事業者登録申込書類の送付先およびお問い合わせ先

事業者登録申込書類の送付先は下記のとおりです。お問い合わせについては、各事業部宛に電話または F A X にてご連絡ください。（電話によるお問い合わせ受付時間は、9:30～17:30（土日祝日除く）です。）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（送付先の事業部名を明記してください。）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル 2 階

ガラスびん事業部	電話：03-5532-8592、8695	F A X：03-5532-8515
P E Tボトル事業部	電話：03-5532-8691、8578	F A X：03-5532-8515
紙容器事業部	電話：03-5532-8609、8588	F A X：03-5532-8515
プラスチック容器事業部	電話：03-5532-8608、8598	F A X：03-5532-8515

オンラインに関する専用のお問い合わせ窓口（日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター 電話：03-5610-6261）

参考1）入札方法

- (1) 入札はI Cカードによる電子認証により、オンライン上にて行います。（入札への参加には、I CカードおよびI Cカードリーダーが必要となります。）
- (2) 再商品化の入札・選定は、運搬事業者と、事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、市町村の保管施設ごとに行います。（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。）
- (3) このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者選定の準則は、後掲の「参考2）運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」とおとりです。
- (4) 紙製容器包装の再商品化においては、複数の再生処理方法を組み合わせて再商品化を実施する場合、再生処理の組み合わせを形成する全ての事業者間でジョイントグループを形成することが必要になります。
- (5) プラスチック製容器包装について、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装の双方で別々に分別収集を行い、同一の保管施設に保管する場合は、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装は個別に入札を行います。

参考2）運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。なお、保管施設からの引き取り運搬だけでなく、各再生処理事業者間の運搬を行う事業者もジョイントグループを形成してください。単独事業者で再商品化を行う場合は、この限りではありません。

- (1) 運搬事業者が以下の条件を満たしていること
 - ① 4素材の容器包装の運搬に共通の事項
 - (ア) 価格が公正かつ適正であること。
 - (イ) 常時連絡可能な連絡先を有していること。
 - (ウ) 積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
 - (エ) 市町村等の依頼に応じて、2週間以内に引き取り・運搬が行われること。
 - (オ) 契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
 - (カ) 法施行令第9条に定める基準に合致すること。
 - ② ガラスびんの運搬に特有の事項
 - (ア) ガラスびん再生処理事業者への運搬は、ガラスびん以外の土石、鉋さい等異物の混入の恐れがある車輛で運搬しないこと。
 - ③ P E Tボトルの運搬に特有の事項
 - (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
 - ④ 紙製容器包装の運搬に特有の事項
 - (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
 - (イ) 雨水対策が講じられていること。
 - ⑤ プラスチック製容器包装の運搬に特有の事項
 - (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
 - (イ) 雨水対策が講じられていること。
- (2) その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項
 - (ア) 価格
 - (イ) 積載トン数別の車輛保有台数（専用車輛台数、兼用車輛台数等）、形式（平ボディ、ダンプタイプ等）
 - (ウ) 入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無

(エ) 入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬もしくは許可を受けて
その業務を実施した経験の有無

ジョイントグループにより入札に参加する際には、当協会が本準則の遵守状況等について確認
します。